

## 奈良市と伊賀市との連携・協力に関する包括協定書

奈良市と伊賀市は、相互の連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、奈良市と伊賀市がそれぞれの地域の資源や特性を活かしながら、必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため連携・協力することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (連携・協力する事項)

第2条 連携・協力する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 互いの地域資源を活かした観光・産業の振興
  - (2) 交通ネットワークの充実・確保
  - (3) 地域間の交流促進、公共施設等の相互利用
  - (4) 防災対策、災害発生時の相互応援等
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、両市の地域活性化や持続的発展に資する取組
- 2 前各号に掲げる事項の取り組みの詳細については、奈良市及び伊賀市が協議の上、その都度決定するものとする。

### (覚書等の締結)

第3条 前条第1項に掲げる事項の取組の実施については、必要に応じて、別途、覚書等を締結するものとする。

### (協定内容の変更)

第4条 奈良市及び伊賀市いずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### (疑義の解決)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、奈良市及び伊賀市が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、奈良市及び伊賀市が記名の上、各自その1通を保有する。

令和6年10月23日

奈良市  
奈良市長

伊賀市  
伊賀市長